

ユニットシェルフ事件控訴審判決 ～商品形態に商品等表示性を認めた原審判断を維持した事例～

事 件：知的財産高等裁判所平成30年3月29日判決
不正競争行為差止請求控訴事件
事件番号：平成29年（ネ）第10083号
裁判所ホームページ知的財産判例集

知的財産事例研究会
弁護士 釜田 佳孝

本裁判所が判決において具体的な判断を示した争点は、①時期に遅れた攻撃防御方法、②X商品形態の周知性獲得の有無（識別力調査の結果から周知性欠如といえるかどうか）、③X商品形態の商品等表示性の有無における技術的形態の除外（競争上似ざるをえない形態かどうか）、④権利濫用抗弁（X商品形態が第三者の意匠権の侵害品であることを理由とするもの）であるが、本稿の考察では③の商品形態の商品等表示性の有無における技術的形態の除外の問題（技術的形態除外論）を中心に行い、①②④は事案の概要や考察点において若干触れる程度とする。

第1 事案の概要

1 当事者

原告・被控訴人（X）（株良品計画）
被告・控訴人（Y）（株カインズ）

2 事案

XがYに対し、Xの販売する組立て式の棚であるユニットシェルフ（X商品）の商品形態（X商品形態）が周知商品等表示であり、YがX商品形態と同一又は類似の形態のユニットシェルフ（Y商品、Y商品形態）を販売する行為が、不正競争防止法2条1項1号の不正競争に該当するとし、Y商品の譲渡等の差止め及び廃棄を求めた事案

原審（東京地判平成29年8月31日・平成28年（ワ）第25472号）は、X商品形態の商品等表示性を肯定のうえ、Y商品はX商品と混同を生じさせるおそれがあるとして、Xの請求をいずれも認容したが、Yはこれを不服として控訴した。Yは控訴審において、①識別力調査の結果を根拠

に周知性を獲得できていないこと、②X商品形態は競争上似ざるを得ない形態であるので商品等表示に該当しないこと、③権利の濫用（X商品形態が第三者の意匠権の侵害品であることを理由とするもの）の追加主張を行い、これに対しXは時期に遅れた攻撃防御方法の主張を行ったが、本裁判所は、Xの主張を却下のうえ、Yの追加主張をいずれも退けて、控訴を棄却した。

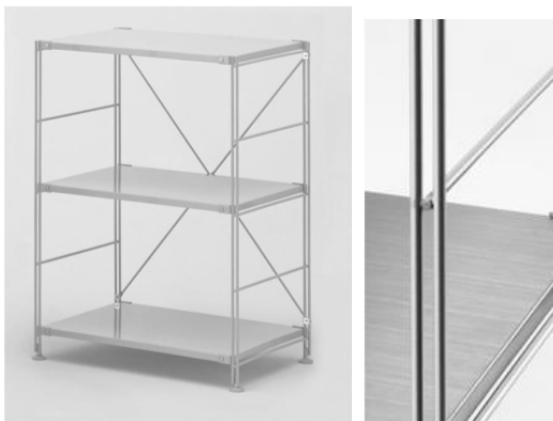
3 X商品・Y商品の比較

- (1) 両商品とも組立て式の棚
- (2) 構成

X商品、Y商品とも次の①～⑥を組み合わせた形態を備えている（ただし、②の「所定の直径」は、X商品は6～7mm程度、Y商品は6mm程度）。つまり、X商品形態とY商品形態は酷似しており、実質的に同一といえるものとなっている。

- ① 側面の帆立は、地面から垂直に伸びた2つの支柱と、その支柱の間に地面と平行に設けられた支柱よりも短い横棧からなる。
- ② 帆立の支柱は、所定の直径の細い棒材を、間隙を備えて2本束ねた形となっている。
- ③ 帆立の間には、横棧より少ない数の平滑な棚板が配置されている（棚板の配置されていない横棧が存在する。）。
- ④ X字状に交差するクロスバーが、帆立の支柱のうち背側に位置する2つの支柱の間に掛け渡されている。
- ⑤ 帆立の横棧及びクロスバーは所定の直径の細い棒材からなる。
- ⑥ 帆立、クロスバー及び棚板のみで構成された骨組み様の外観（スケルトン様の外観）を有している。

(X商品1斜視図・支柱拡大図)



(Y商品1斜視図・支柱拡大図)



第2 商品形態の商品等表示性に関する当事者の主張及び判示部分

1 商品形態の特別顕著性と技術的形態の除外

【原審】

- (1) Yの主張

XのX商品形態は、技術的機能に由来する形態（①）又はありふれた形態（②）であり、「商品等表示」に該当しない（①が技術的形態の除外、②がそれ以外の特別顕著性に関する主張）¹

(2) Xの主張

Xは、組立て式の棚であるユニットシェルフとして考え得る無数のデザインの中から骨子に絞ったシンプルな形状というコンセプトを採用し、X商品形態を採用してX商品形態を生み出した。このようなX商品形態は、組立て式の棚の技術的機能に由来する不可避的な構成ではなく、少なくともX商品を販売開始した時点において、同種商品と比較して特徴的な形態であった。

(3) 原審の判示

① 商品形態の商品等表示性の要件

商品において、形態は必ずしも商品の出所を表示する目的で選択されるものではない。もっとも、商品の形態が客観的に明らかに他の同種の商品と識別し得る顕著な特徴を有し（特別顕著性）、かつ、その形態が特定の事業者により長期間独占的に使用されるなどした結果、需要者においてその形態が特定の事業者の出所を表示するものとして周知されるに至れば（周知性）、商品の当該形態自体が「商品等表示」になり得る（括弧内筆者加筆）。

② X商品の特別顕著性の有無－特別顕著性肯定

X商品及び同種の棚の構成要素として、帆立、棚板、クロスバー、支柱等があるところ、これらの要素について、それぞれ複数の構成があり得て、また、それらの組合せも様々なものがあり、さらに、上記要素以外にどのような要素を付加するかについても選択の余地がある。X商品は、X商品と同種の棚を構成する各要素について、上記のとおりそれぞれ内容が特定された形態（X商品形態①～⑤）が組み合わされ、かつ、これに付加する要素がない（X商品形態⑥）ものであるから、X商品形態は多くの選択肢から選択された形態である。そして、X商品形態を有するX商品は、帆立の支柱が直径の細い棒材を2本束ねたという特徴的な形態に加えクロスバーも特定の形態を有し、細い棒材を構成要素に用いる一方で棚板を平滑なものとし、他の要素を排したことにより骨組み様の外観を有する。X商品は、このような形態であることにより特にシンプルですっきりしたという印象を与える外観を有するとの特徴を有するもので、全体的なまとまり感があると評されることもあったものであり、X商品全体として、X商品形態を有することによって需要者に強い印象を与えるものといえる。

X商品形態が他の同種の商品と識別し得る特徴を有するといえるか否かを検討する際は、X商品形態の個別の①～⑥の各形態がありふれている形態であるか否かではなく、X商品形態①～⑥の形態を組み合わせたX商品形態がありふれた形態であるかを検討すべきである。したがって、

1 「原告商品形態①につき、支柱として2本の棒材を用い、その間に横棧を設けることは、棚板を介して接続する機能を有する製品の構造として強度を維持するために不可避的な形態であり、また、他社の同種商品において広く採用されているありふれた形態である。支柱よりも横棧を短くすることも設計事項であり、ありふれた形態である。原告商品形態②につき、間隙を備えて棒材を2本束ねることは棚板で2つの商品を横に連結するために不可避的な形態であり、また、ありふれた形態である。棒材の直径を6mmとすることは設計事項にすぎない。原告商品形態③は使用者が好みや25目的に応じて棚板の取り付け位置を変更することができるように他の横棧と並行にほぼ等間隔に配置したにすぎないもので、棚板はどの横棧にも取り付け可能であるし、棚板の数も適宜に追加等ができるもので、このような流動的な構造をもって形態的な特徴などということではできない。棚板の置かれていない横棧の存在はありふれた形態である。原告商品形態④はクロスバーの設置により棚板の揺れやがたつきを抑える機能的な構造であり、安定性を強化する機能を得るために不可避的に採用せざるを得ない形態であり、また同種製品も多数見られるありふれた形である。原告商品形態⑤につき、棒材の直径を6mmとすることは設計事項にすぎず、一般的なものにすぎない。原告商品形態⑥は同種製品が存在し、ありふれた外観である」としてX商品形態①～⑥がそれぞれ技術的に不可避であること、設計事項であること、ありふれていることなどを主張している。